

平成29年11月定例会 総務委員会（付託）

平成29年12月5日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第34号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成30年度に向けた警察本部の施策の基本方針について（資料②）
- 徳島東警察署庁舎整備等 P F I 事業に係る落札者の決定について（資料③）

鶴岡警務部長

お手元の総務委員会説明資料の1ページにあります、その他の議案の徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

改正の理由は、平成29年10月17日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う必要があるためでございます。

以下、改正の主な概要について御説明いたします。

最初に、徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正案についてでございますが、警察職員の給料表について、若年層の改定に重点を置き、給料月額を引き上げるものでございます。

次に、諸手当の改定についてでございますが、まず勤勉手当について、民間との支給割合の均衡を図るため、年間の支給割合を0.1月引き上げるものでございます。また、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるものでございます。

続きまして、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正案についてでございますが、同研究員の期末手当について、年間の支給割合を0.05月引き上げるものでございます。

最後に、施行期日につきましては、給料表は平成29年4月1日から、期末勤勉手当は平成29年12月1日から、勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正は平成30年4月1日からとしております。

以上が、改正条例案の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

鈴木警察本部長

私からは、平成30年度に向けた警察本部の施策の基本方針について、お手元の資料に基づき御説明いたします。

これは、来年度の予算編成に向け、各部局の施策の基本的な方針をあらかじめ県議会に説明するとともに、その内容を知事部局のホームページ上に掲載し、県民の皆様に広くお知らせするものであります。

本県の治安情勢は、資料中央に記載のとおり、刑法犯認知件数は13年連続、人身交通事故の発生件数は12年連続で減少しており、指数上の治安は、引き続き改善傾向にあります。

県警察としては、更なる治安の維持向上、災害対策の強化に向け、二つの視点を中心に施策を進めてまいります。

一つは、資料左側に記載しております中長期的な課題として、人口の増減や幹線道路の供用、大型店舗の出店等、地域・社会情勢の変化と県民ニーズの多様化への的確な対応であります。

もう一つは、資料右側に記載しております現在の治安状況に鑑み早急に対策を講じていく必要があるものとして、DV・ストーカー、虐待事案など、女性・子供・高齢者が被害に遭う事案への対応、広域化・複雑化・スピード化する犯罪への対応、南海トラフ巨大地震、中央構造線活断層地震等あらゆる災害への対応を挙げております。

それでは、二つの施策について御説明いたします。

まず、資料左側に記載の治安の維持向上等に向けた中長期的課題についてであります。

県警察は、本年3月、警察署再編整備等総合計画を策定、公表いたしました。本計画は、警察署を13署から10署体制に再編、交番・駐在所機能の充実・強化、県民のニーズに対応した持続可能な行政サービスの提供の三本の柱で構成しております。組織再編のコンセプトは、組織の集約と機能の分散であり、統合によるスケールメリットを生かし、人や装備を合理的に運用することにより、事件・事故の抑止と検挙の両面で対応を強化してまいります。

来春予定している警察署の統合は、新防災センターとなる徳島東署の新庁舎整備を見据え、事件・事故が多発している徳島市内周辺の警察署の体制を見直すものであります。

また、藍住・板野両インターチェンジに近い、現在の板野署庁舎は、県警察の広域防災センターと位置付け、新たに機動隊員や車両を配備の上、高速道路網を活用した災害対策を進めることとしております。

次に、県内に132か所ある交番・駐在所等は、地域の実情に応じた体制や管轄区域となるよう見直しを進め、全国初となるPFI手法による駐在所の一括整備、テナント型交番の設置など、新たな手法による施設整備やリフォームによる施設の長寿命化を進めてまいります。

さらに、県民の方々のニーズに応えるため、更新免許の即日交付が可能となる運転免許更新センターの設置を進めるほか、高齢運転者の更新手続の負担が大きくなっている実態を踏まえ、全国に例のない出張型更新手続など、更なる利便性の向上に努めてまいります。

す。

続いて、資料右側に記載の平成30年度に向けた主な取組について御説明いたします。

県警察は、高齢者等の安全安心の確保を重点課題として、高齢者の交通事故や特殊詐欺被害防止に向けた取組を強化しておりますが、特に高齢者が関わる交通事故が増加していることに鑑み、自動車教習所等との連携による交通安全教育の拡充や、バスやタクシー等の事業者の協力を得て、運転免許の自主返納を促進するための環境整備に努めてまいります。

女性・子供等を犯罪から守る取組では、改正ストーカー規制法に盛り込まれた行為者を更生させるための方法や被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、県内の大学と連携して調査研究事業を実施する予定であります。また、SNS等、被害が深刻化しているサイバー空間の脅威に対処するため、サイバー補導の強化やリベンジポルノへの対策等を強化してまいります。

次に、大規模災害等の迅速・的確な対応では、防災拠点となる警察施設の機能が最大限発揮できるよう、引き続き沿岸警察署の浸水対策など防災機能強化、自治体等と連携した実践的な訓練など、ハード・ソフトの両面から諸対策を推進し、対処能力の強化を図ってまいります。

最後に、更なる警察力の強化では、科学捜査の推進や通信指令システムの更新などにより、犯人の早期検挙につなげるなど、県民の安全・安心に向けた取組を進めてまいります。

委員の皆様方には、引き続き県警察に対する御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

尾田警務部理事官

私からは、徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の落札者決定について、お手元の資料2に基づきまして御報告申し上げます。

資料の1ページと2ページにつきましては、入札や審査の経緯等を記載しております。

本事業については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づきまして平成28年10月に実施方針を公表、本年6月6日に入札公告を行ったところ、4グループの入札参加がありました。

各グループの提案について、学識経験者等からなる事業者選定委員会において審査を行っていただきましたところ、総合評価で大林組グループの提案が最も優秀であるとの報告を頂きました。県警察では、選定委員会の審査結果を踏まえ、大林組グループを落札者と決定し、昨日公表いたしました。

なお、落札金額については75億3,166万9,667円でございます。

資料の3ページと4ページには、同グループの提案概要を記載してございます。

庁舎は、地上6階建て、延べ床面積約1万542平方メートル、免震構造とするなどした提案であり、各パース図は御覧のとおりでございます。

今後、2月定例会において、本事業に係る契約議案を上程の上、事業に着手したいと考えております。

委員の皆様方には、引き続き御指導、ごべんたつを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

上げます。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

山西委員

私からは、2点お尋ねをしたいと思います。
一つ目は、県警察が設置をする防犯カメラの整備促進について、お尋ねをしたいと思います。
防犯カメラについては近年、行政や民間企業はもとより、個人宅にも設置をされるなど、その抑止効果は広く認められてきたものと思っております。今年の3月に策定されました警察署再編整備等総合計画の中でも、警察署の統合に伴う補完措置として、防犯カメラの整備による子供・女性の見守り支援が盛り込まれており、来春統合される警察署の管内で重点的に整備を進めていくというふうにお聞きをいたしておりますが、現在までの防犯カメラの整備状況についてお尋ねをしたいと思います。

高橋拠点整備課長

県警察における防犯カメラの整備状況について、お答えいたします。
防犯カメラは、犯罪の未然防止であるとか、また犯罪発生時の的確な対応に極めて有効であると認識しております。昨年度まで県警察において、県内で62基の防犯カメラを整備等更新してきたところであります。
御質問のありました統廃合に向けての対応でありますけれども、現在の徳島北、板野、徳島西、石井の4警察署の来春の統合に向けて予定を進めております。これら統合署の管内の治安状況であるとか、また地域住民の御要望等々を踏まえまして、公益団体の資金を活用しまして現在整備をしているところであります。今年度は板野署管内の小学校周辺に新たに4基を整備いたしました。
これによりまして、都合66基を整備したということになります。

山西委員

順次整備をしているということでございますが、一つ非常に気掛かりで心配することは、防犯カメラのデータの管理のことでございます。やはり依然として、個人のプライバシーや肖像権の問題が指摘をされるというふうには思っております。
県警察が設置するカメラでございますので問題はないというふうには思っておりますが、画像の流出や目的外使用などが絶対あってはならないと思っております。どのように画像データを管理し運用されるのか、確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

船本生活安全企画課長

県警察が設置する防犯カメラは、犯罪の予防や被害の未然防止などを目的として整備し

ているものであります。設置や運用に際しては、個人のプライバシーや肖像権に最大限配慮しているところでございます。

具体的には、防犯カメラの管理や運用につきまして内部規定を設け、記録データの管理責任者を明らかにした上、データの取扱い手続を具体的に定めており、適正な取扱いに努めているところでございます。

また、防犯カメラによる撮影は、通学路等の公共空間における不特定多数の人車の往来等を対象とするもので、したがって整備の際には、カメラのアンクル等を精査の上、民家の入り口等が撮影されないように注意をしており、仮に撮影される場合においてもマスキング処理を行い、撮影されないように配慮しているところでございます。

その他、周辺住民の依頼を受けて設置しているほか、防犯カメラが作動している旨を看板等に表示するなど、措置を講じているところでございます。

山西委員

防犯カメラと言いましても、最近いろいろな防犯カメラがございまして、離れた場所でもリアルタイムに状況を確認できるものや、民間企業がセキュリティ対策として設置している高機能なものから、泥棒に入られないように個人宅に設置されている比較的簡易なものまで種類は様々でございます。

そこで、県警察が整備しているカメラはどのような仕様になっているのか。また、設置場所によっても異なると思いますが、1台設置する場合に大体どれくらいの費用がかかっているのかお尋ねをしたいと思います。

高橋拠点整備課長

先ほど申しました、これまでに県警察は66基の防犯カメラを整備したところでありまして、このうち38基が警察署等に回線を接続して運用している、いわゆるネットワーク型でございます。現場で独立して作動しているスタンドアロン型と申しますけれども、これが28基でございます。

従来は、ネットワーク型を中心に整備をしておりまして、整備経費が予算ベースで当時1基当たり約1,000万円という状況でありました。現在は、低価格で高性能なスタンドアロン型に移行しているところでありまして、この防犯カメラの整備経費は、1基当たり約100万円という形になっているところでございます。

さらに、デジタル技術が革新をしておりまして、高画質・高感度の画像が長期間保存されますことから、今後、スタンドアロン型を中心に整備を進めていこうと考えております。

山西委員

全国的にも、特に子供たちの登下校時の児童が巻き込まれる事件が多く報道されておりまして、県内でも子供に声を掛けるなどの不審者が毎日のように目撃をされているように思います。そういった背景からしても、防犯カメラの整備を求める要望というのは、私の地元でもちらほらと聞こえてきて、PTAを中心に学校現場からもそういう声を聞いているところでございます。

そういった声に応じていくためにも、設置に加え、維持や更新などの費用、いわゆるランニングコストといった継続的な財源の確保が必要になってくると思いますが、信号機のように国から補助があれば有り難いことですが、私の感覚では継続的に国から補助を受けるとするのは難しいのではないのかと思います。

この厳しい財政状況のもとで、どのように1基100万円の、あるいはカメラのランニングコストの経費を捻出していくのか、財源をどう確保していくのかお尋ねしたいと思います。

高橋拠点整備課長

委員御指摘のとおりでありまして、広域な整備というのは拡充という観点から限界はございますし、当然、維持管理、それと更新までを考えていかないといけないと考えております。

現在66基の防犯カメラの財源について申しますと、58基は国からの交付金等によって整備しております。残り8基は、警察が所管しております公益団体の資金を活用して整備したものなどでありまして、県の一般財源のみで整備したということはありません。

このように特定財源、整備のための財源が確保された場合においては、当該地域の治安状況であるとか、また地域住民の方々の御要望を踏まえて整備しております。

今後の設置や更新等に関しましても、国からの交付金であるとか公益団体の資金を充てるなどして、必要な財源確保を求めた上で整備を考えていきたいと考えております。

ちなみにランニングコストでありますけれども、非常に安価になってきておりまして、ここでの維持経費は当然県費の問題が出てくるのですけれども、全体的な経費削減に努めまして、賄ってまいりたいと考えております。

山西委員

私の地元の石井町でも、昨年、子供たち一人一人に見守り器具のビーコンというのを持たせて、登下校時の見守りの実証実験もやっておりますし、あの手この手で子供の安全対策というのは実施をしているところでございます。そこで、そういう防犯カメラを適切に配置をしていただくというのは、やはり効果があるものというふうに思っております。

県警察は、防犯カメラの整備を今後どのように進めていこうと思っていられるのか、今後の整備方針についてお尋ねをしたいと思っております。

高橋拠点整備課長

今後の整備方針についてであります。

やはり先ほど申しましたように、財源の問題が非常に大きな問題でありまして、まずそれを十分に考えなくてはならないと思っております。

その上で、警察本部長からも先ほど報告いたしましたように県警察では、今春の警察署の再編であるとか交番・駐在所の施設整備の在り方等々を盛り込んだ、警察署再編整備等総合計画を策定・公表いたしました。この計画の中にも、冒頭委員からもありましたように、警察署の統合に伴う補完措置といたしまして、管内の防犯カメラを整備することをうたっております。

今年度は、板野地域を重点に整備を進めてきたわけでございますけれども、来年度以降も統合署管内を中心に公益団体の協力を得まして、防犯カメラの必要な形に応じて財源を確保して整備をしてまいりたいと考えております。

山西委員

是非、前向きに整備を進めていただきたいと思いますと思いますが、あえて申し上げます。学校とかPTAあるいは地元の自治体、それから地域住民の合意というのは丁寧にさせていただきたいと思います。そして、合意を頂いた上で適切に配置をしていただくことをお願いをしておきたいと思います。

もう一つ、運転免許証の代理返納の制度についてお尋ねをしたいと思います。

高齢者の事故防止の観点から、運転免許証を自主的に返納する自主返納の制度が、今、徳島県警察でもあるというふうに承知をしております。先般、高齢で自ら返納の手続がとれない方のために、家族などが代理で返納できる制度が全国的に広がってきているというふうにも承知をしております。本県においても代理返納を受け付けているということでございますが、現在までの代理返納された件数について、まずはお尋ねをしたいと思います。

山上交通企画課長

県内における代理返納の件数でございますが、まず県警察では、加齢等で運転に不安のある方が運転免許証を自主返納しやすい環境整備の促進として、本年1月から日曜窓口の開設、3月から運転経歴証明書の郵送制度の開始、そして9月1日から65歳以上の高齢者を対象に代理人による申請受理を開始したところであります。

この代理人返納の手続について簡単に説明しますと、自主返納は、原則として運転者本人が警察署等の窓口を訪問して申請することとなっておりますが、本県では代理人が本人の委任状を持参して申請に来られた場合、本人に対して自主返納の意思の再確認ができることを条件として、代理人返納を受け付けているところであります。

この結果、本年10月末の自主返納件数は2,591件となっております、そのうち代理人による返納は15件となっております。

山西委員

現在までに15件を受け付けたということで、答弁を頂きました。これまで本人しか返納できなかったわけでありまして、知らない間に家族が勝手に返納するとか、説明して十分本人の納得が得られたと思っていても認知症等で本人が覚えていないというような、家族や警察とのトラブルが、全国的にちらほら起こっているというふうにも言われております。

そこで、本人から返納する意思があるのか確認することが必要と思いますが、このようなトラブルの防止のため、県警察は具体的にどのような対応をしているのかお伺いさせていただきたいと思います。

それともう一つ、代理返納に関して15件受け付けたということでございますが、根底において何かトラブルが起こったというふうなことがあれば、併せて御答弁いただきたいと思います。

思います。

山上交通企画課長

代理人の返納における本人の意思の確認ではありますが、運転免許証の自主返納は、あくまでも運転者の自主性を尊重した支援によるものであります。本人の意思確認については、委任状のある代理人からの申請受理時に、警察官等が電話や自宅訪問等によって再度、運転者本人の意思を厳に確認しているところであります。

これまで15件の申請を受理しまして、その全てが申請時に電話による本人の意思確認ができておりまして、現在のところトラブルの発生はございません。

山西委員

今のところトラブルはないということですが、今後、代理返納の普及がますます広がってきますと、トラブルが増加するのではないかと懸念するところでありまして、高齢者が返納に踏み切れないのは、車なしで買物や通院ができるだろうか、そういった生活の不安もあると思います。

返納手続の際に、メリット制度だけではなくて、返納後の生活に対するアドバイスや自治体に取り組む支援策などをしっかりと紹介するとか、あるいは返納の書類を受け取って終わりという冷たい対応ではなくて、しっかりと返納後のケアに当たる必要があるのではないかというふうに思っております。

その意味では、なかなか県警察だけで本人のケアに当たるというのは難しいと思いますので、私は市町村、自治体、それから地域包括支援センターとしっかりと連携をしながら認知症等の方もいらっしゃると思いますので、トラブルが起こらないように丁寧に対応をしていただきたいというふうに思っております。

現在の窓口での対応状況はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

山上交通企画課長

自主返納に関しては、委員御示唆のとおりでございます。

運転免許証を自主返納する方の中には、返納後の移動手段をはじめ、日常生活に不安を抱く方がいることは承知しております。県警察としましては、免許を失われた高齢者の支援のため、福祉部門等との連携は極めて重要であると認識しております。

まず、県警察の窓口での対応状況については、運転適性相談を的確に実施するため、相談専属の警察職員2名を配置するなど運転適性相談窓口の体制の整備を図った上、運転相談窓口の県民への周知・広報に努めているところであります。

また、運転適性相談は、相談を申し出た高齢者や家族に対し、機械的に自主返納制度を教示するのではなく、安全運転が継続できる方には、必要な助言・指導を行うほか、自主返納を考えている方には、バスやタクシーの割引等のメリット制度の教示等、高齢者の特性に応じたきめ細やかな相談に応じているところであります。

次に、福祉部門との連携についてでございますが、認知症のおそれや身体機能の低下等によって運転免許証を自主返納された方に対し、地元の生活支援を受けられるよう、県及び市町村認知症対策担当課や地域包括支援センターとの連携について、現在、検討を始め

たところでございます。

山西委員

これから市町村あるいは地域包括支援センターとの連携の検討を始めたという、前向きな御答弁を頂きましたので安どしているところでございますが、代理返納という制度は非常に良いと思いますが、更にしっかりと、返納された方へのケアをどうやっていくかというのは知恵を絞る必要があるというふうに思っております。

川端委員は御専門ですから、私は専門的な知識は持ち合わせておりませんが、やはりこれから、認知症等で高齢ドライバーの方がこういうトラブルになることは大いに想定されますので、自治体あるいは地域包括支援センターとも十分に連携をして、早急に県警察として新たな支援制度を構築する必要があると思います。余り時間もないと思いますので、早急にそういうシステムを検討し、実施していただくようお願いをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

川端委員

今の自主返納の件で御答弁いただきましたが、代理返納というのがあると。代理返納は、御本人の意思ではなくて御家族の方が、危ないとか何らかを察知して本人の代わりにやって来るわけですけれども、今の話ですと、あくまでも本人の返納の意思を家族が確認していることが前提ということですね。もう1回そのあたりを教えてください。

山上交通企画課長

返納そのものは、運転免許証を持っておられた方の意思によるものでございますので、例えば家族が本人の意思を確認せずに持って来たとしても、警察のほうでそれを受け付ける際に、まずは本人から委任状があることが条件でありまして、その委任状があった上で、本人に電話で返納の意思があるかということを確認させてもらっております。

それで、十分に話が通じないと言いますか理解されていないという場合には、警察官が訪問し、本人と直接面接をして、申請の意思確認を行うというふうにしております。

川端委員

自主返納の場合、特に代理の場合は、御本人が恐らく認知症になっているというケースが多いと思うんです。そうしたときに御本人の意思というのは、なかなか認知症の方の場合は難しいケースがあるんですが、そのあたりはどのように注意をされておりますか。

山上交通企画課長

委員御指摘のとおり、認知症の方の意思確認というのは極めて難しいと思っております。しかし、そこは御家族の方とよく話をしまして、まずは車が実際に乗れる状態かを解消する必要があるかと思っております。そこは、先ほども御説明させていただいたように、適性相談の中で、いろんな場面を捉えてアドバイスをしていきたいというふうに考えております。

川端委員

御本人が運転免許証の更新に来られた場合は、簡単な認知症のテストをしますね。ですから、具体的な数字をもって後で説明できるような状況があるんでしょうけど、代理の場合には、その点の裏付けが十分にできないですね。

ですから場合によったら、これはと思ったら、やはり医師の診断若しくは運転免許センターのほうへお越しただいて、簡易なテストを受ける等のことを重ねてやっておいたほうが後でトラブルにならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

石川交通部長

委員の御指摘のとおりだと思います。やはり、認知症の問題は非常に難しく、例えば運転免許証を返納したからといって、その方が運転しないかということそうではないです。認知症の方は特に、免許証を返納したことすら忘れてしまいます。自分の家に車があれば、キーがあれば、例え免許証を返納していても運転をするんです。それをいかに止めるかというのは、はっきり言えば今のところ、家族の努力しかありません。

免許証の返納というのは、本人がなぜ返納するかというと、本人が返納したことによって今後はもう運転しないんだということを自分に言い聞かせる一つ的手段でしかありません。ですから、委員から御指摘のあったように、本人が本当に返納する気があるのかどうかというのは、この根幹を支える非常に重要な部分であります。

本当に認知症なのかどうか疑わしいというのが、電話をしたりとかそういう状況で分からない場合は、当然、医師の診断を受けていただいたり直接訪問をしたりと十分な確認をして、単に返納させるだけではなく、以後、本当に運転をしないのか、どういう環境にあるのか、そういったことまでケアをする必要があるのではないかと考えております。

中山委員

ちょっと関連するところもありますけれど、ただいま説明いただきました警察本部の施策の基本方針の重点課題の中で、高齢者等の安全安心の確保というのがあります。御承知のとおり、徳島県人口統計によりますと本県の65歳以上の高齢者の数は、率にして約32%ということで全国平均よりも早いスピードで超高齢化社会を迎えております。そういった中で、高齢者への対策が急務になってくるのではないかと思います。

そこで、事前委員会で行方不明の数についてお聞きしましたけども、今年は10月末現在で412件の行方不明の届出が出ているということをお伺いしました。その412件の中で、認知症による行方不明というのは把握されているんでしょうか。

船本生活安全企画課長

警察において、行方不明者届を受理するに際して、届出人から行方不明となった日時であるとか場所及び状況のほか、行方不明となった原因、動機等の必要事項を聴取しているところでございます。

その上で、届出人から認知症又は認知症の疑いにより行方不明となった旨の申出があった場合について、認知症に起因して行方不明となった特異行方不明者として受理しているところでございます。

お尋ねの本年10月末現在の統計でございますが、全行方不明者届出数412件のうち、65名となっております。

中山委員

結構な数ですね。例えば、家族から行方不明の捜索願いが出て、そのときにどういふふうな対応をとるのか。そして、もし家族がいない場合、先ほどの答弁の中で、認知症と自覚していない人でも認知症のおそれがある方がいらっしゃるって、その人たちが車でどこまででも行くということも聞いておりますけども、そういう人たちへの対応というのは非常に難しいと思うんですが、そんなことも踏まえてどういふ対応をされるのかお聞きしたいと思います。

船本生活安全企画課長

認知症に係る行方不明者の方については、氏名等を自称できないなど自救能力が低下し、また御指摘のとおり、はいかい場所が遠方に達するなどの特性があることを踏まえまして、その生命及び身体の安全を最優先に考え、迅速かつ広範囲な発見活動を展開する必要があるものと認識しているところでございます。

そこで県警察におきましては、認知症に係る行方不明事案を認知した場合、届出人から立ち回り先や、はいかい場所、自称の可否、それから通称名の有無等を聴取した上、身体特徴とか使用車両等に併せてこれらを迅速に手配するとともに、行方不明時の状況に応じて所要の捜索体制を構築した上、車両、船舶、警察ヘリ、警察犬等による捜索活動をはじめ、家族の同意を得た上で市町村や消防団と連携するなどして早期発見活動に努めているところでございます。

御家族の方がいない場合におきましては、例えば民生委員の方、ホームケアをされている方、また近隣の方などに情報提供を頂くなどして、認知症又は認知症の疑いがあるかどうかということ、また医師の判断も併せて判断して、届出を特異行方不明者として受理をして、先ほど申しました対応をとっておるところでございます。

中山委員

やはり、どういふ人が住んでいるか、認知症のおそれがある人の把握というのも必要ではないかと思うんです。それで、何回か総務委員会の中で、巡回連絡について聞いたことがあるんです。まず、巡回連絡というのは家族構成を聞くんですね。その中で、例えば高齢者の家族がいた場合に、ふだんと変わったところはないですかというふうなことを一歩踏み込んで聞くことも必要ではないかと思うんです。それによって警察の人たちが、この家庭には高齢者が、ひょっとしたら認知症の疑いがある人が住んでいるのかなというふうなことも聞いて、また家族に先ほど質問にあったような運転免許返納制度もあるんですよというふうなことも支障のない範囲で促したり、また独居老人の方が住まわれているところもあると思うので、そういった把握には巡回連絡というのは非常に有効ではないかと思うんですけども、忙しい中、きちんと巡回連絡はできているのかということも危惧しているところであります。今後の巡回連絡の対応というのは、どういふふうにお考えでしょうか。

船本生活安全企画課長

まず、巡回連絡の目的についてお答えいたします。犯罪の予防、災害、事故の防止等に必要な事項をお願いしたり、警察に対する意見・要望を聴取すること、また災害や事故が発生した際の安全確認であったりとか緊急連絡の資料として、御協力を頂いた上で家族構成とか連絡先を聴取させていただくもので、おおむね各家庭を年1回以上訪問することを目標としているものでございます。

県警察においては、例年、世帯の入れ替わりが多い4月から5月の2か月間を巡回連絡の強化月間に設定して取組の強化を図っておりますし、また昨年からは、この強化月間とは別に、高齢者対策を推進するための巡回連絡等の強化にも努めているところでございます。

本年は、7月から8月の2か月をこの強化期間に設定しまして、例えば特殊詐欺対策のための不審電話撃退装置を設置するなど、また先ほど委員からも御指摘のありました交通関係の運転免許返納の件であるとか、様々な話題等々で訪問させていただいて、一定の成果を上げたというふうに認識をしております。

今後の取組方針についてでございますけれども、委員御指摘のとおり巡回連絡は、管内実態把握に有効な活動であると承知しております。今後も実施時間の確保など、その強化を図り、御家族から身内の方の認知症に関する相談があれば適切なアドバイスを行うなど、安全安心の確保に努めてまいり所存でございます。

中山委員

今伺った、高齢者だけの世帯に対する巡回連絡の強化月間を7月から8月までやられているわけですけど、非常に有効なことだと思いますが、その実施状況というのはどのくらいやられているのでしょうか。

船本生活安全企画課長

巡回連絡の実施状況についてでございますが、先ほど御答弁させていただいたとおり、おおむね各家庭を年1回以上ということを目標にしているところでございます。近年は警察に届出がなされる事案、例えば人身安全関連事案でありますとか、個々の事案の対応に時間を要するということや昼間の不在世帯の増加などによりまして、全ての家庭を訪問するのは現在のところ難しいような状況でございます。

中山委員

具体的な数値は把握していないのですか。大体、何%しかできていないとか、これくらいできているというのは把握されていますか。

船本生活安全企画課長

件数といたしましては、本年10月末までに約20万件弱くらい、目標は先ほど言いました1年に1回以上ということですが、これの6割から7割程度を実施しているところでございます。

中山委員

非常に多忙の中、巡回連絡も大変だと思いますけれども、やはり警察の方が行って、いろんな情報を得るとというのが非常に必要なことではないかと思うし、先ほど申しましたように、認知症の事故の防止にもかなり役に立つのではないかと思います。しかも、高齢者世帯に対しての強化をされていると伺ったので忙しいとは思いますが、少なくとも年1回の巡回連絡を続けて、100%に近い数字に上げていただきたいとお願いをしたいと思います。

それからもう1点、高齢行方不明者等の対応の中で、自治体との連携強化とありますけれども、具体的にはどのようなことをされているのかお伺いしたいと思います。

船本生活安全企画課長

認知症に係る行方不明者対策として、自治体ほか関係機関との連携は極めて重要であると認識しているところでございます。

県警察においては、かねて各警察署単位で、高齢者等SOSネットワークシステムを構築しているところであります。このシステムは、高齢行方不明者等に関する情報を市町村やタクシー業者、深夜スーパー等に、ファクシミリ送信する方法により情報提供を呼び掛けるものでございまして、家族の意向や行方不明者のプライバシーにも配慮しつつ必要性に応じて発見活動に活用しているところでございます。

また平成26年8月には、県庁内に徳島県認知症高齢者見守りセンターが設置をされております。認知症に係る行方不明事案が発生した場合には、御家族の同意を得た上で、市町村を通じて見守りセンターへの情報提供を行い、自治体との効果的な連携による認知症に係る行方不明者の早期発見に努めているところでございます。

今後とも、自治体等とのより一層の効果的な連携に努め、認知症に係る行方不明者の早期発見・保護に資する対策を進めてまいり所存でございます。

中山委員

先ほどの答弁の中で、やはり認知症の人たちは本人の自覚がなかなかないということで、非常に厄介な問題なのかなと思います。それを防止するためには、そういうふうな見守り隊とか地域の連携というのが非常に重要だと思います。これから高齢者の人がどんどん増えていって、認知症の方も増えるのではないかと非常に危惧しておりますが、事故等のないように今後も強化していただきたいと思います。

もう1点、時期的に毎回この12月に聞いているのですが、忘年会等で飲む機会が多くなって、先日も松茂町議が飲酒運転で事件になったということも新聞報道でありました。これだけ罰則等が強くなってきて飲酒運転撲滅という運動をされているにもかかわらず、そういうふうな立場の人が飲酒運転をするとか、まだまだ飲酒運転に対する自覚が少ないのかなと思います。

そこで、まず過去3年間の飲酒運転による交通死亡事故の発生件数をお伺いしたいと思います。

山上交通企画課長

飲酒運転におけます死亡事故の発生状況でございますが、本年11月末で2件、平成28年中も2件、平成27年中は1件となっております。

ちなみに、飲酒運転における人身交通事故を見ますと、本年11月末で17件、平成28年中が25件、平成27年中は32件となっております。依然として飲酒運転による交通事故は後を絶たないというふうな状況であります。

中山委員

やはり「飲んだら乗るな」が、まだまだ十分に徹底できていない状況にあるとうかがえます。ちゃんと取締りをされているとは思いますが、例えば去年は何回ぐらいされているのですか。

山上交通企画課長

飲酒運転の取締りでございますけど、取締りについては、取締りの月間を設けたりしてやっておりますし、警察署においても計画的な取締りを実施しているところであります。

そこで、検挙件数はどれくらいあったかと言いますと、今年の飲酒運転の検挙件数が202件、このうち酒酔い運転が5件、酒気帯び運転が197件ございました。本年11月末現在では161件の飲酒運転の検挙がございます。前年同期と比べますとマイナス28件となっております。

飲酒運転の取締り件数は、罰則の強化等によりまして減少の基調でございます。しかし、依然として飲酒運転による交通事故は後を絶たないというふうな状況でございますので引き続き、根絶に向け徹底した取締りを推進していくということでございます。

中山委員

驚きました。まだ、今年161件もあって、去年は202件ですね。ちょっとした酒気帯び等でもかなりの罰金を科せられると記憶にあるんですが、その罰則を説明してください。

山上交通企画課長

飲酒運転の罰則については、何度か改正されてきております。平成11年の東名高速道路で幼児2人が犠牲になった交通死亡事故、また平成18年に福岡県の橋の上で幼児3人が犠牲になった交通死亡事故を受けて、国民の厳罰化を求める声があつて罰則が強化されてきたというところであります。

強化につきましては、平成14年、平成19年とそれぞれ罰則が強化されておまして、現在の罰則については、酒酔い運転の場合は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金、酒気帯び運転の場合は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっております。

中山委員

金額も大きいですけど、やはりそれによって全然関係のない人が巻き込まれているということもあつて、それが重大事故につながるということもあります。前にも言いましたけども田舎に近い人などは、会合があつて酒を飲んで、例えば距離が近いから、人もいない

から大丈夫だとのことで、まだまだ飲んでいる人が多いのではないかと推測をします。

全ての地域に、警察官がパトロールをして検問をするというのは物理的に難しいと思いますが、更なる強化、検問もしかり、パトカーが走るだけでも抑止効果につながるのではないかと思いますので、是非とも飲酒運転ゼロに向けて、より一層の努力をしていただきたいと思います。そこで、決意をお伺いしたいと思います。

石川交通部長

委員御指摘のとおり、飲酒運転は本当に重大事故に直結する悪質な違反でございます。今、言ったように3回ほど厳罰化になりまして、今から20年くらい前はどのくらいだったかと言いますと、飲酒運転による検挙が2,000件を超えていたり、事故も100件をはるかに超えているような状況にありました。それが昨今は、飲酒運転の検挙が200件弱くらいで、事故も大体20件くらいとかなりの数は減ってきております。

しかしながら、まだ後を絶たない、ゼロにはなっていないというのが現状であります。そこで、我々としても関係機関・団体の方といろいろと連携をして、まず委員からも御指摘がありましたように、本当に飲酒運転の罰則は重くなっているんだということを広報して、例えば1杯が100万円というような広報のポスターを貼ったりしたところもありますけれど、そういった広報をして、飲酒運転は現に厳罰にされるんだということの広報啓発をこれからも進めてまいりたい。その上で、取締りがなければ幾ら広報をしてもただの張り子でございますので、厳罰な取締りもやっていきたい。警察官のパトカーの姿を見るだけでも効果があるというのは御指摘のとおりでありますので、これからも繁華街を中心としまして、その中心でのミニ検問、大規模検問、あるいはパトカーの警ら活動などによって、飲酒運転の検挙も強力に進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、飲酒運転がゼロになる日を目指して、強力に広報啓発と取締りの両輪でやってまいりたいと考えております。

樫本委員

山西委員の先ほどの質問に関して、私から提案がございます。山西委員から防犯カメラの整備状況とそのデータの管理について、そして今後の整備方針について、大きく3点質問があったと思います。

今後の整備方針については、県財政に影響が少ない方法でというふうなことが一つの主旨であったと思います。これは大変良いことなのですが、いろいろと御答弁がありましたけれど、前にも言ったかと思うんですが防犯カメラによる犯罪の抑止というのは、世界的に言うとイギリスが一番進んでいるのかなと。これは、ほとんどが公共で税でやっておられるのが多いかと思うんですが、私は税ばかりに頼るべきでないというふうに思うわけです。

そこで、どういうふうにするかと言いますと、ここ20年、30年くらい前からずっとグローバル社会が続いておりますが、ますますグローバル化がやってくると思います。安全安心というのも、日本の警察というのは非常に組織が良くできていて犯罪に対する捜査力もあって検挙率も高いという評判であります。やはり一定の限度があるわけでございます。それに代わる一助となるのが防犯カメラの設置であることから、公共においても防犯

カメラの設置が進んできたというふうに思います。まだ66か所でございますから、大したことはないとは私は思っております。

そこで、いわゆる一般の企業でありまして家庭でありまして、防犯カメラの設置が進んできました。これは、警察にだけ頼るべきではないと、自ら犯罪を抑止していくんだと、防犯力を自ら強化していくと県民一人一人、国民一人一人の防犯に対しての意識が高くなってきたと思います。そして、防犯カメラも普及してきました。相当な家庭で防犯カメラが設置されており、民間の警備会社に企業などは依頼をして、防犯上の対策も進んでおります。

そこで、警備会社をお願いをいたしますと、セコムや総合警備保障とかのシールが貼られます。これだけでも犯罪の抑止効果が出るんです。これをもっと普及させたらいいと思うんです。民間の家庭、事業所に、警備会社に頼むのではなくて個人的に電気屋で付けてもらうとか、ホームセンターで買ってきて付けるとか、いろいろやっている人もおいでますのでそういう方には是非協力を頂くということで、警察側から、警察協力何とかといういろんな抑止になるようなタイトルのシールをつくっていただけて貼っていただく。そして、協力を求めると非常に抑止効果になると思いますし、犯罪の検挙率も一気に上がってくると思います。

今も検挙は、スピード感を持って検挙されております。これは、民間からの画像の提供があつてからこそできていると思うんです。警察の66か所からのデータの画像処理によって解析をし犯行を突き止めて検挙していくというのもありますけれども、民間からの協力、情報提供によってできていると思うので、これを積極的にすることで、公共のコストを余り使わないで安全な地域社会が構築できると思います。

今まで警察署には、いろんな協力団体、応援団がいますよね。防犯協会とか、交通安全協会とかいろんな団体がいます。こういう方々としっかりと連携をして、そしてまた地域社会と連携をして、こういう制度をつくっていただくと、シールを貼っていただくと効果が出ると思うんですがどうでしょうか。これを進めていただきたい。

船本生活安全企画課長

委員御指摘のとおり、防犯カメラにつきましては、県民自身の安心感につながるものでございまして、また犯罪被害の未然防止とか犯罪発生時の対応に極めて有効であることから、県警察におきましては、これまでも民間事業者等に対して設置を促進してきたところがございます。引き続きまして、自治体、それから民間事業者、公益団体、また一般の民家の方等も含めまして、防犯カメラの設置を働き掛けるなどして整備の拡充に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、警察協力の防犯カメラを設置しておる旨のシールの件でございますけれども、今のところその制度はございません。県警察におきましては、防犯連絡所、警察官立寄所であるというような表示をしてきたという実績はございます。

防犯カメラを設置しているシールの有効性につきましては、委員から御説明いただいたとおりであると思っておりますけれども、今後、部内においていろいろと検討してまいりたいというふうに考えております。

樫本委員

前向きな検討をしてくださいね、終わります。

庄野委員

私からは、昨日か一昨日ぐらいのニュースにもありましたけれども、SNSやメールとかの特殊詐欺で依然として、相変わらずいろんな手口、新しい手口が生まれてきて、それに引っ掛かってしまう人がいるということで、私もずっと質問をしているんですけど質問することによって、またいろんな意味で、県民の方々への注意喚起ができたらいいなと思って質問させていただきます。

少し補足して、特殊詐欺の被害が11月末現在では県内において、被害金額は約9,201万円、前年同期比でマイナス約6,706万円と減少傾向にあるということをお聞きしております。また、発生件数が59件、前年同期比でプラス5件と増加傾向にあるということで、被害金額は減っているけれども、やはり引っ掛かっている人がかなりいるということで、これは継続して県警察としても防止をしていかなければいけないということでございます。

それで、11月末現在までに発生している59件の特殊詐欺被害のうち38件、これは全体の率にすると約64%が架空請求の詐欺というふうなことをお聞きしました。私のパソコンにも、これは詐欺だと思われるようなメールがたくさんきます。これをクリックしたらいろんなところに行くんだらうなということが想定されるので、それは触らないように注意して削除していますけれども、その手口です。つい最近では例えば、コンビニのほうでいろんなお金のものを買わせてその番号を知らせてお金に換えるとか、いろんなものがあるのですけれど、その詐欺の手口を教えてください。

船本生活安全企画課長

お尋ねの架空請求詐欺被害の特徴といたしましては、有料サイトの利用料金等を名目にコンビニで電子マネーを購入させたり、代行決済システムを悪用して代金を支払わせるという手口が近年増加しておるところでございます。

また、被害者層についても比較的若い世代にまで拡大しているところがございます。

庄野委員

電子マネーや代行決済とかが若い世代にまで及んでいるということで、SNS、インターネットを通じて、便利にはなっているんですけど、それだけいろんな意味で犯罪に巻き込まれて現金を取られるというふうなことが本当に後を絶ちませんので、これらについては、いろんな新しい抑止力も考えながらやっていかないといけないと思うんです。

今までの詐欺といたら大体、田舎とかに高額な布団を売りに行ったり鍋を売りに行ったりしてというのがあったんですけど、今は余り聞きません。オレオレ詐欺ではないですけど、電話をかけて高齢者にお金を要求したり、現金を持って来させてそれを送らせたりというふうなことも今も若干はあるでしょうけど、それよりもむしろ、今言われた電子マネーとか代行決済のほうが多いように思います。今後、新たな手口に対して、県警察としてどのような形で知恵を絞っていくかということ、やはり対策会議とかでやられていかなければいけないと思うんです。

一つは、被害に遭われた方もたくさんいると思うので、なぜその方々が注意しているのに被害に遭われたのかということをご直接お聞きしたり、アンケート調査をしたりもしながら、今後もいろんな手口があります。つい先日もコンサートのチケットをインターネット上で売買してという事件もございましたけれども、被害者からいろんなことをご聞きしていると思うんですけど、どういう形で自分が被害に巻き込まれたのか反省点はなかったのかとか、どういうところに注意していたら被害に引っ掛からなかったのかというふうなことをきちんと聞いて、それを新たな対策に結び付けていくことが必要かと思えます。

今後、県警察としてどのような形で防いでいこうとしているのかをお聞きしたいと思います。

船本生活安全企画課長

被害状況等を踏まえた効果的な対策はどうかというような御質問であるというふうに思いますが、県警察におきましては、かねて特殊詐欺被害を認知した場合に、被害者の方の同意を得て、アンケート調査というのを行っているところでございます。

そのアンケートの内容というのは、同居親族の有無であったりとか家族間での特殊詐欺に関する会話の有無、また犯人からの最初のアポイントメント手段がいかなるものであるか、防御手段としてとっていたものが有るのかないのか、過去に特殊詐欺に関する注意喚起を受けたことが有るのかないのかなど、いずれも被害の要因についての検証が可能な項目としておるところでございます。これらのアンケート結果を分析の上、以後の対策に反映させているところでございます。

本年7月から、不審電話撃退装置の無償貸出事業というのを実施しているのですが、これも犯人の初期アポイントメントの分析結果に基づいて、高齢者に対する犯行電話の遮断に有効であるというふうに判断をして実施している対策の一つでございます。

庄野委員

県警察のほうで、電子マネー詐欺に御用心という注意喚起で、クリアファイルなどもコンビニとかで配布しているというふうなことが新聞にも載っておりました。現物を私も見せてもらいましたが、県内のコンビニで全て配布はされましたか。

船本生活安全企画課長

お尋ねのクリアファイルにつきましては、6月23日から1万枚作成し配り終えたということで、新たに10月6日に1万4,000枚を新たなデザインにして作成し、県下のコンビニ約340店舗に全て配布しているところでございます。

庄野委員

スマホとかにもメールみたいなので、あなたはいついつまでに払わなければ法的に訴えられますよとかいうのが届くときがあり、そういう画面を見せてもらったこともあります。こういうときに、どうしようかと困った人が相談する場所、役場にする人もいるでしょうし、警察のほうにどうなんだろうかということで、まず一報が入るような一本化はできているのですか。例えば、こういう詐欺みたいなメールがきたけれどもどなんですかとい

う問合せは、交番や警察とかでは、どういうふうな対応になっているのですか。

船本生活安全企画課長

一本化されているという制度自体はございませんで、県警察におきましては警察安全相談というシステムがございまして、交番，駐在所，警察署，警察本部であれ，電話なり来訪されてといずれの相談につきましても，警察総合相談センターでデータとして管理をして情報共有するというので，そういう意味においては一本化されていると御認識いただいてもいいかと思えます。

庄野委員

もう1回お願いします。もし一般の人がスマホに架空請求のようなものがきた場合に、こういうのが来たけどどうしたらいいだろうというのを何番にかけたらいいのですか。

船本生活安全企画課長

「#9110」が警察相談のダイヤルになっておりまして，それをあらゆる機会でご報告するなどして，県民の方に周知を図っているところでございます。

庄野委員

#9の110番ですね。案外，知らない人も多いかも分からないので，どうしようと困ったときに，例えば息子から電話がかかってきて夕方までに1,000万円送れとかにも引っ掛かる人もいるし，高額な小切手があなたに送られるので何時までに400万円送れとかでも送る人もいるんですから，そういうときに「#9110」が浮かんで，まずかけたら助かると思うので，番号も含めて周知のほうをお願いしたいと思えます。

こんなことは，いろいろ言わなければ県民の方も思い出せませんので，あえて委員会というところで注意喚起の意味で言っています。

それと，先ほど説明いただいた資料の現在の治安情勢ということで，10年前に比べて刑法犯が54%マイナスになっているということで，刑法犯といえば基本的なところですけど，どのくらいのことが刑法犯なんですか。それと，なぜこれだけ減っているのでしょうか。

薄墨刑事部長

刑法犯の種別でございますが，窃盗犯とか傷害，暴行，あるいは強盗等の刑法犯が中心になっております。

減っている原因でございますが，全国的にも犯罪の認知件数は減っております。それに，県民の防犯意識の高揚等々，警察の捜査の強化等も反映しているというふうに思っております。

庄野委員

人身交通事故の発生件数というのも10年間でマイナス43%と，かなり減ってきているんですけど，これは車の性能が良くなってきたという衝突防止とかそういうふうなことと

か、車の所有台数が減ってきたとか、どういう理由でこれだけ減っているんですか。

石川交通部長

減っている理由は主に幾つかあると思うんですけど、多くは安全設備で、当時は信号機とかそういった設備も非常に少なかった、その安全設備が充実してきたと。それから、車の安全性が非常に高まってきて、ブレーキが自動でかかるとかいうことも最近出てきましたし、いろんなエアバッグであるとか体を守る機能もできてきた。それからシートベルトの着用率も当時、四、五十%だったのが最近では9割以上を超えているように、シートベルトの着用率も上がってきた。そういったことが全体的、総合的に事故を減らしている原因ではなかろうかというふうに考えております。

庄野委員

県の人口は段々減ってきているんですけど、車の所有台数はそんなに減ってませんか。

石川交通部長

車の所有台数は、大体60万台くらいで頭を打っておりまして、現在、人口減少に伴って運転免許人口も数年前からやや減少傾向にあり、大体60万人とかそのくらいで平行に推移しておりまして、五、六年前からちょっとずつ減ってはいるんですけど、そんなに大きく減ったというのは現在のところありません。

庄野委員

分かりました、ありがとうございました。

西沢委員

先ほど話がありました認知症ですけども、お医者さんとの連携というのはどうなっているのですか。例えば、認知症と思ったらお医者さんにかかる可能性があるし、かかったときには、お医者さんは今どの程度の認知症か当然ながら判断できますので、そのときに運転免許を持っているかどうかをお医者さんの項目の中の一つに書いておけば、運転免許を持っていますという中で、認知症がこの程度だったら警察のほうに連絡して一度運転を確認してもらおうとか、そういうふうなことをやれば、かなり効果があると思うんです。そういう方法はやっていないのですか。

石川交通部長

認知症も一つのいわゆる一定の病気と言われるものです。ほかにも、てんかんとかいろんな病気がありますが、医師とは双方向で協力し合っております。

警察は、運転免許証の更新のときに一定の病気がある場合には、医者にかかるように、診断書を持って来るように言って、その診断書がなければ更新ができません。

また一方でお医者さんのほうは、平成26年の法改正でできたのですけれども、てんかんや認知症も含めて一定の病気があったときは、その方が免許証を持っておれば公安委員会

のほうへ届出することができる。これは、必ず届出をしなさいというふうに義務化はされていません。なぜ義務化をしないかと言いますと、やはり認知症とかそういう病気にかかれる方と病院の先生というのは、重要な信頼関係の中で病気を治療していくというふうなシステムの中でやっています。それで、お医者さんに行って認知症であるとか一定の病気であると疑われたら、必ず公安委員会に報告されるんだということになってしまうと足が遠のいてしまいます。そういうことも危惧してお医者さんは、これは運転が危ないから公安委員会へ届けたほうが良いという場合には、届出ができるというふうな義務が平成26年の法改正でなされたところでもあります。

西沢委員

確かに厳しい判断ですね。認知症と診断されたら、運転免許を取り上げられて足がなくなって、逆に認知症が進む可能性もありますね。非常に難しいけど、本当に危ない人が運転されると後から社会的に大きな問題になってくる可能性もありますよね。これは、難しいですね。でも、だからといって今のところは、中間ですね。それは分かりますけれども、何とか良い方法を考えていただけたらと思います。

それから、先ほど話のありましたオレオレ詐欺ですけど、例えばオレオレ詐欺側からすれば、電話をかけると。電話を押さえられること自身が、幾ら電話を追加してもすぐ押さえられるとなると、なかなかやりにくいですよ。だから、いち早く使っている電話を押さえ込むというやり方は、当然ながら効果がありますよね。一般の方が、これは絶対オレオレ詐欺だと分かってもそれだけで終わってしまうというのではなくて、通報するというのを徹底してもらわないといけない。

それから、先ほど言ったようにオレオレ詐欺なのかどうか分からない場合は、相談すると。相談するのは警察や役場とか、余り身近なところだったら間違えたときに困るという思いがあるのかもしれないですね。そういうことから言うと、地域でない、例えば弁護士さんとかが相談相手のほうが話はしやすいというところもあります。

「#9110」は、警察本部にかかるのですか。例えば、お金をいついつまでに払い込まなかったらというふうなときに、自分がお金を滞納しているのか分からない人だったら、本当に近くの人に相談していいのだろうかと思ってしまう可能性もありますよね。だから、全くそういう身近でない人のところに相談するほうが相談しやすいと。相談しやすい相手ということも考えないといけない。そうした中で、すぐに相談するなり通報するとかして、電話を押さえる。使い始めたらすぐ押さえるというような対応策をとったら、オレオレ詐欺もしにくくなるのではないかと思いますけど、こういう対策はとっているのですか。

船本生活安全企画課長

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の犯行グループにおいては、御指摘のように電話をかけることによる手段がございます。その電話の対策は、いわゆる犯行ツール対策と申しまして、法に基づいて使用する、例えば犯人の携帯電話番号は誰が契約しているのか、実体としてはレンタル業者とかが都会のほうにはございまして何段階にも追跡がなかなかできないようにしていますので、個々の事案において、そういう契約者確認の求めを

はじめとして、要はその電話が使用できないようにやっていくという対策をとっているところでございます。

西沢委員

とっているんだろうけど、即応体制でできるだけそういうときは通報してもらおうと。要するに、その番号をいち早く押さえ込むという対策です。そのためには、みんなにおかしかったら通報してもらわないといけない。そういう対策をとってもらいたいんですね。

船本生活安全企画課長

繰り返しになるかも分かりませんが、先ほど申しました「#9110」に代表される、要は警察相談ダイヤルとか、消費者センターとか、そういう相談窓口を広く県民の方に周知をして、例えば先般お配りをしているコンビニのクリアファイルなどにも警察安全相談の電話番号はここですとの啓発をしておりますので、そういう周知を今後も引き続き強力に推進していくことによって、県民の方に広く認識をしていただいて、いち早く不審電話の電話番号の通報を頂くように努めてまいりたいと思います。

西沢委員

多分、ここにいる人もほとんど知らないのではないかと。「#9110」知っていますか。

（「知らない」と言う者あり）

ほとんどの人は知りませんよ。だから、そんなのがあるんだったら、それを周知しないといけないですよ。

例えば、家庭の固定電話であれば、電話にシールを貼ってもらおうと。例えば「オレオレ？#9110」とシールを貼ってもらったらよく分かる。そんなのもやったら案外、効果があるんじゃないですか。携帯に貼ってもらってもいいですけど、それはなかなか難しいから固定電話ぐらいには貼ってもらったら、家にいる、おじいちゃん、おばあちゃんなどは、気が付きやすいんじゃないかと思うんです。そんなのはやっているのでしょうか。

尾田警務部理事官

先ほどの警察安全相談に関する御質問ということですが、先ほど「#9110」というシステムはあります。警察には110番の制度がございまして、何でも困りごとは110番という制度が以前はありました。ただ、110番というのは緊急性が求められるので、警察安全相談のように、じっくりと話を聞いて対応していくものは110番ではなく「#9110」でお願いしますということで、「#9110」というのができました。

ただ、警察は「#9110」ではなくても、警察署、交番、駐在所へ直接来られても、全て相談は同じように受けているところがございます。なお、受けた相談につきましては、警察総合相談センターのほうで組織的な情報を一括管理しておりますので、どちらに相談に来られても対応ができるように体制を整備しているところがございます。

西沢委員

当然、そういうことも分かりますが、より注意するというか、そのことに対してどうに

かしないといけないという思いがあれば、通報させるように、オレオレ詐欺というのは電話に注目しますから、固定電話にシールを貼って番号を書いて「オレオレ詐欺はここへ」というほうが効果はかなりあるのではないかと。詐欺に遭った金額を書けば効果抜群ではないですか。できるだけ通報してもらって、その番号を早く押さえ込んだら詐欺がしにくくなりますので、そういう方法をいろいろ重複しても、やったほうがいいのではないかと思います。

船本生活安全企画課長

特殊詐欺の電話がかかってきた場合に注意をしていただくために、検挙を兼ねた固定電話機に取り付けるPOPですね。POPといいますのは、機械などに取り付けてペラペラと動くようなものを一般的にPOPというふうに呼んでおまして、固定電話に取り付けるようなPOPですね。要は、特殊詐欺の電話とか不審な電話があったときには「警察にすぐ相談してくださいね」というような趣旨のことを書いた、縦型の図柄にしたPOPを高齢者の家などに配布しているという活動はしているところでございます。

西沢委員

そういうものがあるんだったら、全ての家庭の固定電話にやるぐらいのつもりでやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

船本生活安全企画課長

財源確保の問題もございませうけれど、防犯連合会であるとか関係団体とも協議いたしまして、広く行き渡るように警鐘してまいりたいと思います。

山田委員

私のほうからも、二つの点について端的に聞きたいと思います。

一つは、私自身も一般質問で取り上げ、また事前委員会的时候は捜査中ということであつたわけですがけれども、南部総合県民局の課長補佐による県工事予定の漏えい問題です。捜査は一応終了したというふう聞いております。我々も新聞報道は見てますけれども、県警察としてこの捜査状況等々、送検されているわけですから、詳しくこの委員会で御報告いただけますか。

薄墨刑事部長

お尋ねの事案につきましては、地方公務員法の秘密を守る義務違反で任意送致したものでございます。事件の具体的内容については、個別の事案に係るものでございますので、答弁は差し控えさせていただきますと思います。

山田委員

個別の事案でございませうというふうな話でしたけれども、やはり関心を持っているので、是非とも詳しく報告していただいて、これから各委員会でも検証していかないといけないと思っておりますので、ひとつよろしく、また引き続き聞いていきたいと思ひます。

もう1点は、今日の報告にありました徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の業者の決定問題です。

これは2年間、この総務委員会でいろんな角度から議論がありました。そういう中で、特に、徳島弁護士会や県民の皆さんから移転場所について裁判所庁舎と隣接することは、いかななものかという声もありました。どういうふうこれをクリアされているのかについて、整備することの認識について1点伺います。

それから一応、大林組グループということになったわけですが、従来から積み残した懸案になっている景観問題、駐車場の課題の問題、また緊急自動車の出入りの問題、早咲き桜の問題という項目が、この委員会でもずっと指摘されてきました。

この大林組グループからは、どのような提案があつて措置されようとしているのかという点についても、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

高橋拠点整備課長

裁判所北側の移転に関してであります。まず、裁判所の北側のほうに移転するわけですが、この認識についてであります。従来から答弁してきましたとおり、裁判所の裁判官は公平中立な立場で審議されるものと考えておきまして、警察署の位置であるとか外観によって、判断に影響を与えるものではないと思っております。

そこで、要求水準書という形でPFI事業を進めてまいりました。委員のほうから御指摘がありましたように、景観であるとか駐車場、また桜の問題等々の議論がありました。この点も踏まえまして、要求水準書という形で提案を求めたところでありまして、4グループから提案を頂いたということでもあります。

まず、景観についてでありますけれども、裁判所庁舎が水平性を基調とした外観に対して、提案は、縦方向を基調としたデザインであること、外観的に区分できる、また敷地の境界付近には防潮壁として使用できるような擁壁を設けまして明確に敷地を区分しているところでもあります。もう1点、景観につきましては、中央公園との連続性であるとか、また眉山等の景観に配慮された提案である、庁舎の高さについてもおおむね同じような6階建てであつて、裁判所とはほぼ同じ高さであります。

駐車場につきましては、要求水準書は60台という形で要望しておりましたが、この要望を上回る64台の提案があつたところでもあります。現在地も活用することによって、更に有効な警察活動が展開できるのではないかと考えておるところであります。

駐車場に伴いまして、緊急自動車の出入口もありました。周辺の192号と11号が交錯するので、非常に交通対策上、良くないのではないかとこのことがあります。これにつきまして要求のほうでは2方の出入口を求めましたが、提案は徳島市立文化センター側を中心としまして192号、11号、いずれも緊急自動車が進出できるという形の提案を頂いております。これに関しましては、国土交通省とかバス事業者との調整が必要でありますけれども、これが実現できた場合には、非常に有効であると考えているところでもあります。

桜につきましては、まとめて申し上げますけれども、10本程度の桜があります。これは以前からも申し上げており、ソメイヨシノは寿命60年というふう聞いておきまして、樹木医からもこれはおおむね寿命にきているんだということでありました。ただ、我々の要求水準という形では、全て保全した上で、また維持管理も含めて延命化を図って

いただきたいという要望をしましたところ、今回の4グループから同じような提案があったわけですが、全てにおいて建築時における保全であるとか、将来に向かった維持管理も提案を頂いたところでもあります。いずれにせよ、寿命という点はありますけれども、延命化を図るような提案を頂いたということでもあります。

山田委員

実は、今のを一つずつ深めたいんですけれども、これから後の問題がありまして時間の関係で、これは2月議会で契約案件として出されるし、その後も具体的な設計に入ってくるということで、また聞く機会もあると思うので、今の高橋課長の話を受けて、引き続き質問してまいりたいと思います。

井川委員長

私も引き続きなんですが、この徳島東警察署の問題について一言、言わせていただきます。

私は、恩師でありました竹内資浩元県議のもとで勉強をさせていただきまして今日に至っているのですが、竹内元県議も柔道家でありまして非常に警察にも思い入れがありました。それで、新しい徳島東警察署を早く建ててもらいたいということで長年、活動をやっていたのですが、やっとこれで結ばれたということで非常にうれしく思っております。

桜の木も寿命があります。また新しい苗木を植えていただいて10年、15年したら、すばらしい桜もよみがえると思いますし、とにかく良いものにしていただきたいと思います。

出口というのは、今も言っていたのですが11号は混みますし192号のほうは比較的すいているんでしょうけど、心配ないのでしょうか。ちょっとその辺だけ教えてください。

高橋拠点整備課長

認識としましては、これも委員会で答弁してきましたが、今回、庁舎整備においては3方向からという形で現在よりもスムーズに、また迅速・安全に出動ができると考えています。

警察活動は、実はパトカーは専ら管内の警らをしていまして、第1事案があった場合というのは当然、交番であるとか駐在所の警察官が到着しまして、そこからパトカーが向かうということですが、消防車みたいにゼロスタートすることはそんなにないものですから、そんなに問題ないという形が一つ。

それともう一つは、徳島東警察署は運転免許等の窓口は、記載事項変更事務しかやっておりませんので、そんなに来訪者が、多いのは多いですけども、ある程度、駐車場がないこととかを踏まえて見えている方が多いということもあります。

そこらを踏まえまして、移転をすることによって周辺に交通の大きな影響を与えるものとは考えておりませんので、これはハード整備も含めまして、対応してまいりたいと考えております。

井川委員長

旧の徳島東警察署はかなり老朽化しているんですけど、あれはどうするんですか。後の方針を教えてください。

高橋拠点整備課長

今回のPFI事業の中に取壊しも入れておまして、これもかねて山田委員からの質問等でお答えしていますけれど、取り壊した跡は警察署の駐車場、警察車両であるとか、また当然、緊急呼出しに応じる警察官、通勤等の問題もありますけれども、警察職員の駐車場も含めまして総合的に考えております。引き続き、県有地でありますから有効利用を図ってまいりたいと思っております。

井川委員長

とにかく、徳島中心地の安全安心を担う中心拠点であります。一刻も早く新しい、すばらしい環境を整えていただきたいと思います。期待しております。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第34号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

午食のため、休憩いたします。（12時13分）